



ホームページの維持に関する規約

平成 28 年 4 月 27 日 第 3 回広報情報委員会承認

(目 的)

第 1 条 この規約は、ホームページの維持に関する基本的考え方と方法を定め、一般社団法人日本原子力学会（以下、「本会」という）会員および外部（以下、「利用者」という）に対し、学会活動にかかる情報を適宜、適切に発信することを目的とする。

(基本方針)

第 2 条 以下の基本方針でホームページを維持する。

- ① 利用者のニーズを把握した上で、ホームページトップ画面のコンテンツを定め、必要に応じ見直す。
- ② トップ画面のコンテンツには、学会運営の理念、学会組織、主な学会活動、至近の話題等を含めるものとする。
- ③ トップ画面から外部を含め必要なリンク（外部リンクおよび内部リンク）を張り、利用者が求める情報を容易に得られるように努める。
- ④ 各階層のコンテンツは、学会活動の目的（定款）、著作権、機微情報の有無、公序良俗等の視点で適切なものとする。

(適用範囲および対象者)

第 3 条 ホームページ画面（トップ画面およびトップ画面からリンクする各階層の画面）の維持に適用する。

2 ホームページの作成および管理に携わる事務局職員、会員を対象とする。

(維持のための組織)

第 4 条 ホームページの内容の充実および維持を図るため、以下のとおり管理責任者（正、副）を定める。

- ① トップページ管理責任者は、事務局長（正）および次長（副）とする。
 - ② トップページ管理責任者は、トップページからの各リンク先（主に内部リンク）に対し、それぞれの管理責任者（正、副）を事務局から指名する。
- 2 各管理責任者は、ホームページのコンテンツの維持のために、コンテンツ毎に作成者、改訂者を決め、これらのものと密に連携を図る。

(維持のための仕組)

第 5 条 各管理責任者は、利用者の立場に立って担当するコンテンツの内容を吟味した上で、適宜コンテンツの改訂、追加、表示方法の変更、関連情報の収集をおこなう。

- 2 各管理責任者は、1 項のコンテンツの改訂、追加のうち、組織、構成員の変更については、変更後速やかにコンテンツを改訂する。
- 3 トップページ管理責任者は、前項 1、2 の実施状況を毎月確認し、各管理責任者に対し必要な指

導や助言をおこなう。

- 4 トップページ管理責任者は、利用者の立場で不要と思われるリンク先ならびに長期間改訂，追加がおこなわれていないリンク先については，削除することができる。
- 5 トップページ管理責任者は，年一回（9 月頃を目処）ホームページの運用状況を理事会に報告すると共に，ホームページ運営上の問題が発生した場合は適宜理事会に改善策を提案する。
- 6 理事会は，トップページ管理責任者からの改善提案を受けた場合には，ホームページ利用者の立場に立って誠意をもって解決に当たる。

（外部能力の活用）

第 6 条 本規約の実行のために，外部能力を活用することができるものとし，その財源に IT 基金を充てる。

- 2 外部能力の活用にあたっては，方針，期間，実施内容，実施額を事務局で設定し，理事会の承認をもっておこなう。

（改定）

第 7 条 本規約の改定は，広報情報委員会が決定し，理事会に報告するものとする。

附則

- 1 平成 22 年 11 月 30 日 第 513 回理事会制定，同日施行
- 2 改定履歴
 - ① 平成 25 年 11 月 26 日 第 4 回理事会一部改定
 - ② 平成 26 年 1 月 30 日 第 5 回理事会一部改定
 - ③ 平成 28 年 4 月 27 日 第 3 回広報情報委員会承認，平成 28 年 5 月 24 日 第 8 回理事会報告

附則

- 1 平成 25 年 11 月 26 日改定の規約は決定の日から施行する。
- 2 平成 26 年 1 月 30 日改定の規約は決定の日から施行する。
- 3 平成 28 年 4 月 27 日承認の規約は，広報情報委員会承認の日から施行する。